

福知山市介護職員雇用奨励金についての Q&A

令和2年9月14日

Q1.奨励金の対象となるのはどんな人ですか。

A1.日本人、外国人それぞれ以下のとおりです。

【日本人】

- ①採用時から遡って1年以内に福知山市に転入されていること
(転入されてから1年以上経過していたり、以前から福知山市民である方は対象となりません)
- ②正規職員として採用され、申請時も勤務されていること
- ③他の法人で本奨励金の交付対象となっていないこと(市で確認します)

【外国人】

- ①EPA 介護福祉士候補者、外国人技能実習生、在留資格「介護」にて介護福祉士として介護業務に従事する者、特定技能1号の在留資格を持つ者
- ②申請時に引き続き勤務していること

Q2.誰が申請できますか。

A2.福知山市に介護事業所(要綱第2条第2号に定める)を設置する法人の代表者が申請します。

Q3.申請の時期はいつですか。

A3.奨励金の対象となる方を採用してから1年以内であれば、特に時期は設けていません。ただし、多くの申請があり市の予算額を超えると支給できなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

Q4.申請の手続きはどうしたらいいですか。

A4.以下の書類をそろえて提出してください。

- ①申請書(別記様式第1号)
 - ②雇用契約の内容が分かる書類の写し
 - ③【日本人】交付対象職員の住民票の写しまたは住民基本台帳閲覧同意書
【外国人】在留カードの写し(表面、裏面とも)
- ※②、③は交付対象となる職員全員分が必要です。

Q5.申請から奨励金交付までの流れを教えてください。

A5. A4に基づき申請書を提出していただいたら、市で書類の確認、交付(不交付)決定を行います。交付決定書類が届いたら、同封の請求書に必要事項を記入し、高齢者福祉課へ提出してください。